

岡崎市生ごみ減量化促進に関する補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生ごみ処理機器を購入し、設置した者に対し、予算の範囲内において岡崎市生ごみ減量化促進に関する補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、家庭から出る生ごみの自家処理を推進し、もって生ごみの減量化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「生ごみ処理機器」とは、生ごみを堆肥化又は減量する機器であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 底部がなく、水分が地中に浸透する構造及び材質で造られたもの又は手動攪拌等により通風、保温し堆肥化を行うことができる構造のもの
- (2) 密閉ができ、嫌気性菌等の促進剤を使用して堆肥をつくることを前提とした容器で、水分を取り除くことができる構造のもの
- (3) 電気を使用し、微生物、培養基材等を利用して生ごみを分解する機能又は温風乾燥方式等の機械装置により生ごみを堆肥化又は減量する機能を有するもの

(規則との関係)

第3条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則(昭和34年岡崎市規則第3号)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象者等)

第4条 補助金の交付対象者は、市内に住所を有する個人(以下「個人」という。)、又は、市内において分譲の一般家庭用住宅を建築する事業者(以下「事業者」という。)で、購入した生ごみ処理機器によって生ごみを堆肥化又は減量することが確実であると認められる者とする。

2 個人への生ごみ処理機器の購入に対する補助は、第2条第1号及び第2号に該当するものは1世帯についてそれぞれ2基までとし、同条第3号に該当するものは1世帯について1基のみを補助する。さらに買い替えの場合は、前回補助を受けてから3年以上経過した者で、当該生ごみ処理機器が使用不能と認められる者に限る。

3 事業者への生ごみ処理機の購入に対する補助は、第2条第3号に該当するものに限り、建築戸数1戸に対して1基のみとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号の規定に該当するものを購入する場合は、購入価格の100分の45に相当する額（1円未満切捨て）とし、1基につき4,500円を限度とする。
- (2) 第2条第2号の規定に該当するものを購入する場合は、購入価格の100分の45に相当する額（1円未満切捨て）とし、1基につき1,800円を限度とする。
- (3) 第2条第3号の規定に該当するものを購入する場合は、購入価格の100分の45に相当する額（1円未満切捨て）とし、18,000円を限度とする。

（交付申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、個人においては様式第1号、事業者においては様式第1号の2による岡崎市生ごみ減量化促進に関する補助金交付申請書兼実績報告書（以下「申請書」という。）に市長が認める書類を添えて、購入日から60日以内に市長に提出しなければならない。

ただし、交付申請の期限は購入年度の3月31日までとする。

2 交付申請の受付は、当該会計年度の予算の範囲内において行う。

（交付決定及び補助金額の確定）

第7条 市長は、前条の規定により申請書を提出されたときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、及び補助金の額を確定し、様式第2号によりその旨を申請者に通知するものとする。

（不当利得の徴収）

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に生ごみ処理機器を購入した者に係る補助金の交付申請について適用する。

2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。